

第1 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

小清水町では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、平成19年度から平成20年度までの2年間を計画期間とした「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画」の第1期計画を策定して以来、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期計画では「小清水町障がい児福祉計画」（第1期）の一体的策定を加え、通算6期にわたって障がい福祉計画を策定し、目標を達成するための各種施策の推進に取り組んできました。

この間、平成23年には「障害者基本法」の改正により、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現に寄与することが国民の責務であると示されたほか、平成28年には、公共機関における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、同年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」の改正により、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実と、同じく、「児童福祉法」の改正により、障がいのある子どもへの多様化するニーズにきめ細かく対応できるよう、障がい児支援の一層の充実が定められました。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公共サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築し、すべての人々が「地域」・「暮らし」・「生きがい」をとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。

この地域社会における共生の実現に向けて、令和3年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のほか、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援などについて、法律への定義づけがなされました。また、令和4年12月には、さらなる地域生活の支援体制の充実や障がいのある人の多様な就労ニーズに対する支援等の推進等を図るため、同法が改正されました。

このように障がい福祉にかかる制度改正が進むなか、令和5年度末をもって現行の計画が終了することから、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨に基づき、国から示された基本指針を踏まえて、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援し、生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、計画的な提供体制の整備や支援の方法等を明らかにすることを目的として、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画（第7期）、小清水町障がい児福祉計画（第3期）」を一体的に策定するものです。

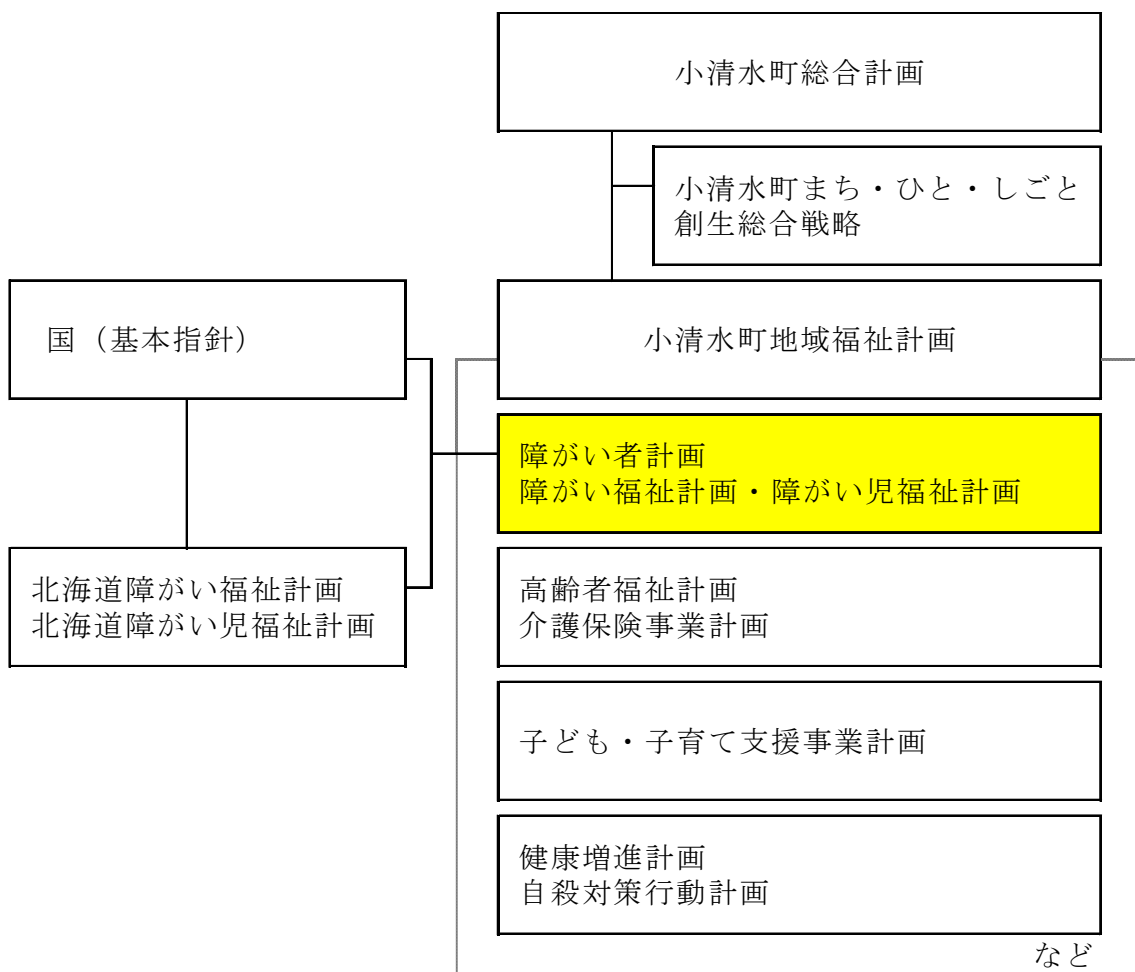
2 計画の位置付け

小清水町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。

小清水町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、主に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制や見込み量などを定めます。

小清水町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、主に、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制や見込み量などを定めます。

策定に当たっては、国の「基本指針」や北海道が策定する「第7期北海道障がい福祉計画」を踏まえ、本町のまちづくりの基本指針である「小清水町総合計画」や社会福祉の基本計画である「小清水町地域福祉計画」などの上位計画との整合性を図るとともに、他の各分野別計画との調整を図りながら推進します。



3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の見直しを行い、令和8年度を目標に定め、計画期間を令和6年度から令和8年度までの計画期間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第5次 総合計画		第6次 総合計画									
			第1期 地域福祉計画				第2期 地域福祉計画				
第5期 障がい者計画		第6期 障がい者計画		第7期 障がい者計画		第8期 障がい者計画					
第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画		第8期 障がい福祉計画					
第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画		第4期 障がい児福祉計画					
【国】 第4次障害者基本計画				【国】 第5次障害者基本計画							
【道】 第5期障がい福祉計画		【道】 第6期障がい福祉計画		【道】 第7期障がい福祉計画							